

裁決書

●●●●●●●●●●

審査請求人 ●● ●●

処 分 庁 ●●●福祉保健所長

審査請求人が令和2年12月18日に提起した、処分庁が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条による返還金決定処分に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を認容する。

事案の概要

- 審査請求人は、平成●●年●●月●●日から●●●郡●●●町において、同人の●を世帯主とする●人世帯で法の適用を受けている。
- 令和●●年●●月●●日、審査請求人は、老齢基礎・厚生年金●●●●円（遡及分●●●●円及び令和●●年●●月分・●●月分●●●●円）を受領した。
- 令和●●年●●月●●日、処分庁は審査請求人が受領した老齢基礎・厚生年金のうち遡及分●●●●円について、法第63条の規定に基づき返還額を決定し、審査請求人に対し通知した（以下「本件処分」という。）。
- 令和2年12月18日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

返還を求められているが、返還するお金がない。
位牌や墓床をこさえるのにお金が必要である。

2 処分庁の主張

当該返還金は、生活保護費の過支給額に対し返還を求めたものであり、審査請求人の不服の趣旨

及び理由には何ら根拠がない。

また、当該返還金は、審査請求人が老齢基礎・厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む。）を遡及して支給されたことにより生じた過支給額を適正に算出し、返還決定をしており、何ら違法・不当な点はない。

なお、法第63条を適用するに当たって、資力の発生日を平成●●年●●月●●日以降としていたが、今回年金支払通知書を確認する中で、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生は平成●●年●●月であることが判明した。

しかし、遡及して受給した老齢基礎・厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む。）●●●●円の返還決定額に相違はなく、また、決定に当たっては、実際の資力発生後である平成●●年●●月から●●月に●●●●●福祉保健所が支給した生活扶助費●●●●円及び医療扶助費●●●●円の計●●●●円に充当することとしているため、重大な瑕疵はないと判断する。

したがって、本件審査請求は理由がなく、速やかに却下されるべきである。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

（1）法の規定について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

（2）関係通知の規定について

ア「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1の（1）は、法第63条に基づく費用返還について、「原則、全額を返還対象とすること。」と取扱いを示している。

また、同通知の1の（2）は、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費について、次のとおり取扱いを示している。

「（ア）保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること
- ② 当該費用返還額は原則として全額となること
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない理由がない限り認められないこと

（イ）原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

- (ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」
- イ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-6答(1)は、年金に係る資力の発生時点について、「国民年金法」(昭和34年法律第141号)第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」と取扱いを示している。

2 本件処分について

(1) 本件処分の実質的側面について

審査請求人が令和●●年●●月●●日に特別支給の老齢厚生年金及び老齢基礎年金の遡及分として●●●●円を受領したことは、処分庁の提出資料から確認され、この点について争いはない。

また、審査請求人は、「位牌や墓床をこさえるのにお金が必要である。」旨主張するが、審査請求人がそれを処分庁に事前に相談したことは本件諮問に係る資料からは確認できず、他に審査請求人の主張を客観的に証明する資料の提出もなされていない。

これらのことからすれば、審査請求人が受領した上記●●●●円の全額を対象として、処分庁が法第63条の規定に基づき返還金の決定を行ったこと自体に、違法または不当な点はない。

(2) 本件処分の手続的側面について

ア 資力発生日について

(ア) 審査請求人が令和●●年●●月●●日に受領した●●●●円の内訳は、特別支給の老齢厚生年金の遡及分●●●●円及び老齢基礎年金の遡及分●●●●円である。

審査請求人は、昭和●●年●●月●●日生まれの●性であるところ、同人に係る特別支給の老齢厚生年金及び老齢基礎年金の資力発生日は、それぞれ次のとおりである。

a 特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、昭和●●年●●月●●日から昭和●●年●●月●●日までに生まれた●性について●●歳と定められている。

よって、審査請求人に係る特別支給の老齢厚生年金の資力発生日は、平成●●年●●月●●日である。

b 老齢基礎年金の受給開始年齢は、65歳と定められている。

よって、審査請求人に係る老齢基礎年金の資力発生日は令和●●年●●月●●日である。

(イ) これを本件についてみると、処分庁が本件処分に係る通知書に記載した資力発生日は平成●●年●●月●●日であり、上記a及びbに示すいずれの日とも一致していない。

よって、本件処分において、審査請求人に係る特別支給の老齢厚生年金及び老齢基礎年金の資力発生日の判断を誤っている点につき、処分庁の手続には瑕疵がある。

イ 資力発生日が異なる2つの年金の遡及分を受領した場合における返還金決定処分について

(ア) 厚生労働省に対し、本件の概要を示した上で、資力発生日が異なる2つの年金の遡及分を受領した場合における返還金決定処分に関する照会を行ったところ、本件における返還金決定処分の取扱いについて、次のとおり示された。

a 同一日に2つの年金の遡及分を受領したとしても、2つの年金の資力発生日は異なることから、法第63条に基づく返還金を決定する際には、特別支給の老齢厚生年金及び老齢基礎年金それぞれについて、資力発生日以降に処分庁が審査請求人世帯に支給した保護金品のうち当該年金の支給額以内の金額で返還を求める事となる。

b 特別支給の老齢厚生年金及び老齢基礎年金それぞれの資力発生日に応じた期間の保護費の支給額の範囲内で正しく返還金の計算等がなされていれば、2つの年金をまとめて、1件の返還金決定処分とすることができます。

(イ) これを本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和●●年●●月●●日に特別支給の老齢厚生年金及び老齢基礎年金の遡及分として受領した●●●●円と、平成●●年●●月から●●月までの間に処分庁が審査請求人世帯に支給した生活扶助費●●●●円及び医療扶助費●●●●円の合計である●●●●円とを比較した上で、本件処分を行っている。

しかしながら、審査請求人に係る老齢基礎年金の資力発生日は、令和●●年●●月●●日であるから、処分庁が審査請求人世帯に上記●●●●円を支給した時点では、審査請求人には老齢基礎年金について資力が発生していない。

よって、審査請求人が受領した老齢基礎年金の遡及分については、資力発生日に応じた期間の保護費の支給額の範囲内で正しく返還金の計算等がなされているものとは認められず、これは上記(ア)bの要件を満たしているとはいえない。

したがって、処分庁が、審査請求人が受領した特別支給の老齢厚生年金及び老齢基礎年金の遡及分について、まとめて1件の返還金決定処分を行ったことには、手続上の瑕疵がある。

(3) 上記(1)及び(2)のとおり、処分庁が法第63条の規定に基づき返還金の決定を行ったこと自体に違法又は不当な点はないが、処分庁による本件処分の手続には瑕疵があるから、本件処分は、違法とまではいえないとしても不当な処分であると認められる。

したがって、本件処分は、取り消されるべきであり、処分庁は、改めて適正な手続により処分を行うべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年9月21日

審査官 高知県知事 濱田 省司印